

# インスペクションの活用による住宅市場活性化事業（インスペクションの実施体制の整備に関する事業）を実施する者の公募について

平成29年3月22日  
国土交通省住宅局長 由木 文彦

## 1 事業の概要

### (1) 事業の目的

本事業は、今般創設された既存住宅状況調査技術者講習制度（別紙1参照）に基づく既存住宅状況調査技術者講習を行う既存住宅状況調査技術者講習実施機関に対し、国が必要な費用を補助することにより、改正宅建業法の施行に向けて、全国の各地域において講習が実施され、既存住宅状況調査が適切に活用される環境を整備することを目的とする。

※本公募は、平成29年度予算によるものであり、平成29年度予算成立が事業実施の前提となる。

※予算の執行状況等により追加公募を行う場合がある。

### (2) 事業内容

既存住宅状況調査技術者講習実施機関が採算のとれないおそれのある地域において、実施される既存住宅状況調査技術者講習を補助する事業

### (3) 事業期間

平成29年5月上旬 ～ 平成30年3月31日

### (4) 補助事業者の要件

補助を受けることができる事業主体は、次の①から⑥までに掲げる全ての要件を満たす民間事業者等とする。

- ① 既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第5条第2項第二号に規定する既存住宅状況調査技術者講習実施機関であること。
- ② 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- ③ 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を要していること。
- ④ 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑥ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

### (5) 事業の要件

補助事業者が行う事業は、次の①から④までに掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 全国の各政令指定都市及び東京都の特別区内の地域につき、少なくとも1箇所以上の場所において、自主財源により講習を実施すること。  
ただし、一つの府県内に複数の政令指定都市がある場合は、当該政令指定都市のうちいずれか1都市以上で講習を実施すること。
- ② 政令指定都市及び東京都の特別区以外の各県庁所在地の市及び当該県庁所在地の市以外の市町村の地域につき、事業主体が提案した講習会場を実施する市町村の

うち、国の補助金の交付対象として選定した市町村において講習を実施すること。

- ③ 既存住宅状況調査技術者講習登録規程第7条第六号の規定に基づき講習の一部免除する講習（以下「移行講習（※）」という。）を実施する場合は、これ以外の者に対して行う講習（以下「本講習」という。）の両方につき①及び②の要件を満たすこと。

※ 既存住宅インスペクション・ガイドラインに準拠して実施していた講習の修了者に対して行う講習を想定している。

- ④ 講習の受講料が過度に低くなく、かつ、講習会場の借上料等の費用が過度に高くないこと。

#### (6) 選定単位・基準

補助金の交付の対象となる講習は、本講習と移行講習毎に、事業主体から提案される講習会を実施する市町村単位で選定する。選定は、講習会場の場所、当会場の受講者見込み人数及び当会場に係る補助金要望額等を総合的に勘案して行われる。

#### (7) 補助金の対象・額等

##### ① 対象経費

対象とする経費は講習の実施に要する費用とする。

##### ② 補助金の額

補助金の額は定額とする。ただし、その額は、国が補助金の交付対象として選定した講習会を実施する市町村単位で計算した損失相当分の合計額を限度とする。なお、内訳については別紙2参照。

#### (8) 予算額

3,000万円程度を想定している。

### 3. 説明書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 平成29年3月22日(水)10時00分～平成29年4月7日(金)18時00分  
(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

### 4. 応募書類の提出期限、場所及び方法

#### (1) 提出期限

平成29年4月7日(金)18時00分まで(必着)

#### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

#### (3) 方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)にて提出すること。(提出期限必着)

#### (4) 担当部局

国土交通省 住宅局 住宅生産課 担当：西村

電話：03-5253-8111(内線39448)、FAX03-5253-1629

## 5 その他

- (1) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、提出者に対して補助事業者の取消を行うことがある。
- (3) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則として返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書提出時に申し出ること。
- (4) 補助を受ける者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合は、価格の妥当性を確認するため、3者以上からの見積もり結果の添付を求める。
  - ① 100%同一資本に属するグループ会社
  - ② 補助事業者の関係会社（財務諸表等規則第8条第8項で定めるもの。上記①を除く。）
  - ③ 補助を受ける者（法人の場合はその役員）が役員に就任している会社
- (5) 予算の制約上、補助金の交付額が限度額を下回ることがある。
- (6) 補助を受けた者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行うこと。また、国土交通大臣の承認を受けずに、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。なお、補助事業の完了後、5年を経過した後であってもこの限りではない。

## 既存住宅状況調査技術者講習制度について

### 1 背景

平成28年3月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、既存住宅が資産となる「新たな住宅循環システム」を構築するため、建物状況調査（インスペクション）における人材育成等による検査の質の確保・向上等を進めることとしています。

今般、既存住宅状況調査技術者講習制度を創設し、既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を進めることにより、宅地建物取引業法の改正による建物状況調査（インスペクション）の活用促進や既存住宅売買瑕疵保険の活用等とあわせて、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備し、既存住宅流通市場の活性化を推進していく。

### 2 既存住宅状況調査技術者講習制度について

既存住宅状況調査技術者講習制度は、一定の要件を満たす講習を国土交通大臣が登録し、講習実施機関が「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」に従って講習を実施する制度。

#### (1) 講習の登録申請

講習の登録は、既存住宅状況調査技術者講習登録規程に基づく申請が必要となる。

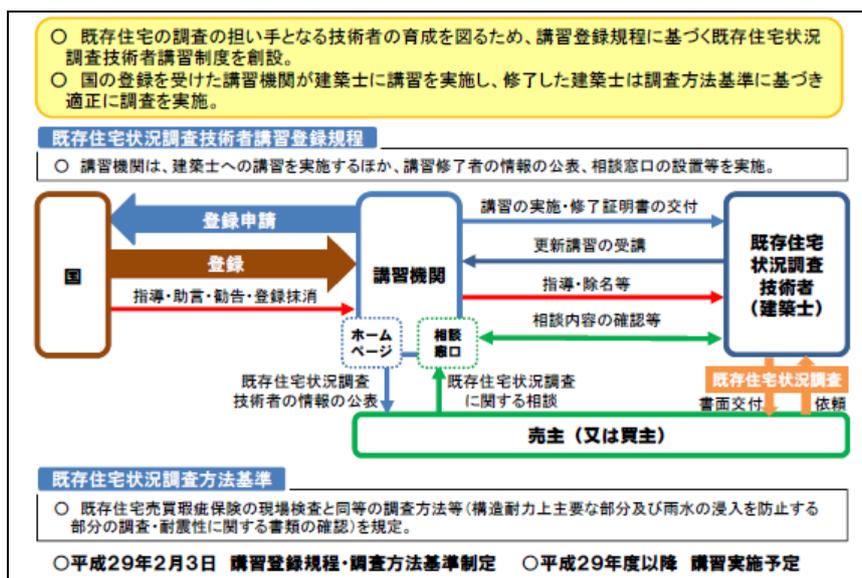
#### (2) 講習の登録の要件等

既存住宅状況調査技術者講習の登録に関する主な要件は以下のとおり。

- ・ 既存住宅の調査に関する手順、遵守事項、調査内容等の講義を行うこと
- ・ HP等における修了者等の情報の公表、相談窓口の設置等を行うこと

これらのほか、講習実施機関は毎年度全国的に講習を行うことなど、「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」に従って講習を実施することとなる。

#### 既存住宅状況調査技術者講習制度の概要



### 3 その他

既存住宅状況調査技術者講習制度の詳細については、以下のHP参照。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kisonjutakuinspection.html>

事業執行のため必要となる以下の費用とする。

内 訳	説 明
人 件 費	事業執行のため必要な一般職員の給料、諸手当並びに社会保険料、及び事業執行に必要な補助員等の賃金。
報 償 費	謝礼金等。
旅 費	事業執行のため必要な普通旅費。
需 用 費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、事務所用燃料費等燃料費、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車、自動車等備品の修繕料。
役 務 費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、広告料、登記手数料、物品取扱手数料、試験料等の手数料、報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等。
委 託 料	事業執行のため必要な委託料。
使用料及び貸借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び貸借料。
備品購入費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号「補助事業等における残存物件の取扱いについて」建設事務次官から各都道府県知事五大市長あて通達参照。 )。
負担金、補助及び 交付金	事業執行のために必要な負担金等。担し、経常的会費等は含まない。

